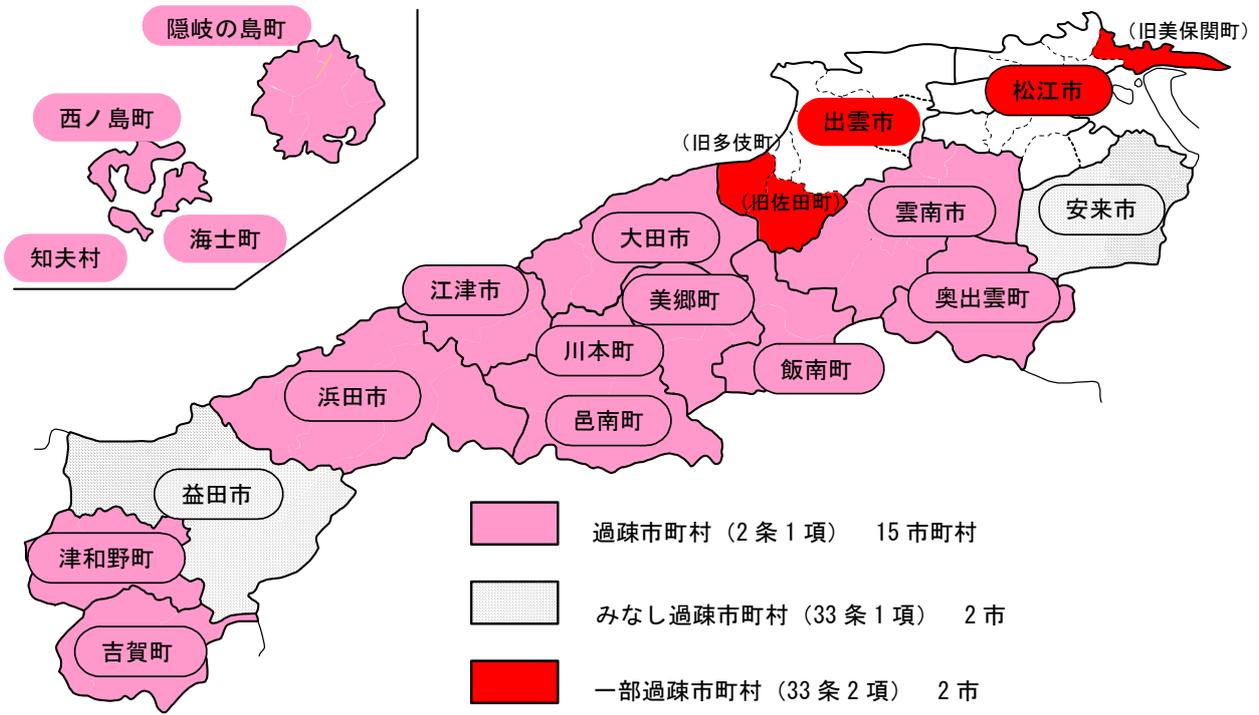


島根県過疎地域自立促進方針

—平成28年度～平成32年度—

平成27年11月
島 根 県

島根県の過疎市町村



平成27年4月1日 現在

目 次

1. 基本的事項	1
(1) 過疎地域の現状と問題点	1
(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向	6
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	11
2. 産業の振興	12
(1) 産業の振興の方針	12
(2) 農林水産業の振興	13
(3) 地域産業の振興	16
(4) 企業の誘致対策	16
(5) 起業の促進	16
(6) 商業の振興	17
(7) 観光及びレクリエーション	17
(8) 港湾の整備	17
(9) 再生可能エネルギーの利用	18
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	19
(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	19
(2) 県道及び市町村道の整備	19
(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備	20
(4) 交通確保対策	20
(5) 情報通信施設の整備	21
(6) 地域の情報化の促進	21
(7) 地域間交流の促進	21
4. 生活環境の整備	23
(1) 生活環境の整備の方針	23
(2) 水道、下水処理施設等の整備	23
(3) 火葬場の整備	24
(4) 消防・救急施設の整備	24
(5) 景観を活かした地域づくり	25

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	26
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	28
6. 医療の確保	29
(1) 医療の確保の方針	29
(2) 医師の確保	29
(3) 看護職員等の医療従事者の確保	29
(4) 医療機関間の役割分担と医療連携体制の構築	30
7. 教育の振興	31
(1) 教育の振興の方針	31
(2) 学校教育の振興等	31
(3) 社会教育及びスポーツの振興等	32
8. 地域文化の振興等	33
(1) 地域文化の振興等の方針	33
(2) 地域文化の振興等	33
9. 集落の維持、活性化	34
(1) 集落の維持、活性化の方針	34
(2) 「小さな拠点づくり」(地域運営の仕組みづくり)	34
(3) U I ターンの促進	34
参 考 資 料	36

1. 基本的事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

過疎地域自立促進特別措置法に基づき、本県の19市町村はすべて過疎地域（市の一部の区域が過疎地域とみなされる場合も含む：以下同じ）として公示されており、面積で85.4%、人口では48.9%を過疎地域が占めている。

これら過疎地域の多くは、離島である隠岐と県西部全域、県東部の中国山地沿いの農山漁村に分布しており、その大部分が林野等で占められている。

本県の過疎化は、基本的には昭和30年代以降の日本経済の高度経済成長に伴って、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に都市、特に大都市に吸引されたことに起因するものである。そして、本県独自の要因としては昭和38年豪雪、昭和39年豪雨、昭和47年豪雨、昭和58年豪雨といった度重なる災害の発生をあげることができる。

その後、大規模な人口流出は昭和50年代にいったん収束し、バブル崩壊後の不況によりさらに鈍化したものの、近年の経済政策を背景として、都市部を中心とした景気回復にある一方、地方の経済環境は依然として厳しく、雇用機会を求めての人口流出が進行しつつある。

加えて、少子高齢化に伴う自然減の拡大と、社会減の両方に起因した人口減少により、地域活力の低下を招いている。

こうした本県過疎地域の現状と問題点について、人口の動向、集落の状況、産業の動向、日常生活を支える諸機能などの側面から分析すれば、次のとおりである。

A. 人口の動向

①総人口

昭和40年及び昭和45年の国勢調査では、それぞれ直前の5年間で、▲11.0%、▲10.2%の急激な減少率を示していた過疎地域の人口は、昭和55年及び昭和60年の国勢調査ではともに▲0.3%、▲0.4%と減少が鈍化したが、平成2年以降の国勢調査では▲4.0%（H2）、▲3.4%（H7）、▲4.3%（H12）、▲5.0%（H17）、▲5.8%（H22）と再び人口減少率が大きくなってきている。地域別に見ると、隠岐圏域の減少傾向が高いが、出雲圏域、石見圏域とも減少率が大きくなってきているほか、人口増加が続いていた非過疎地域においても平成22年国勢調査で人口減少に転じた。

また、人口減少率の区分ごとに過疎地域市町村数（平成27年4月1日時点の区域による。）を見ると、直前の5年間で10%以上人口が減少した町村が、昭和40年には14団体、昭和45年にも12団体であったが、その後次第に減少傾向が緩やかになり、昭和55年には人口増加に転じた市町村が6団体出てきたが、平成2年には再び全過疎地域市町村が人口減少団体と

なった。平成7年以降も総じて減少傾向が続いており、平成22年においても全19団体が人口減少し、うち2団体は10%以上もの減少率となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると平成32年の県内の総人口は65万6千人、高齢者比率は35%になると予測され、一層の人口減少、少子高齢化が進行すると見込まれる。

<人口増減率>

単位：%

区分	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17
過疎地域	▲ 11.0	▲ 10.2	▲ 3.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 4.0	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 5.8
出雲圏域	▲ 8.7	▲ 8.9	▲ 3.2	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 2.8	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 4.6	▲ 6.0
石見圏域	▲ 12.0	▲ 10.5	▲ 3.4	▲ 0.3	0.0	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 4.5	▲ 5.2	▲ 5.4
隠岐圏域	▲ 13.1	▲ 13.7	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 6.1	▲ 8.5
非過疎地域	▲ 1.2	1.4	3.5	5.3	3.3	1.1	1.4	2.1	0.1	▲ 0.9
県全体	▲ 7.6	▲ 5.8	▲ 0.6	2.1	1.3	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 2.5	▲ 3.3

出典：国勢調査

②若年者比率

平成22年国勢調査で見ると、本県過疎地域の15歳以上30歳未満の人口が占める割合（若年者比率）は11.2%で、全国平均（非過疎地域を含む。）15.6%を大きく下回っている。

この数値は昭和35年（20.0%）以降一定して減少傾向にあり、平成7年から若干増加したものの、若年者の人口流出は依然として構造的なものとなっている。地域別では、隠岐圏域の低下が顕著である。

主な要因は、地域において雇用の受け皿となる場が限定されていることに加えて、都会地の景気回復や団塊の世代の大量退職を背景とした求人の増加が考えられる。

過疎地域の自立促進を図るためには、若者の定住が必要不可欠であり、魅力ある雇用の場を確保することが急務となっている。

<若年者比率>

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
過疎地域	20.0	19.2	18.1	17.8	15.7	14.2	13.4	13.6	13.9	12.8	11.2
出雲圏域	20.5	20.0	18.9	18.3	16.2	14.4	14.0	14.3	14.5	13.3	11.6
石見圏域	20.0	18.9	17.6	17.5	15.5	14.3	13.3	13.4	13.8	12.7	11.1
隠岐圏域	18.2	17.8	17.8	18.3	15.4	12.0	10.9	11.0	11.9	11.0	9.5
非過疎地域	24.6	24.8	24.4	22.7	19.9	18.4	18.6	18.9	18.7	16.7	14.6
県全体	21.6	21.3	20.6	19.9	17.5	16.0	15.8	16.1	16.3	14.7	13.0

出典：国勢調査

③高齢者比率

本県過疎地域においては、高齢化の進行が著しく、平成22年の高齢者比率は、33.4%であり、全国平均（非過疎地域を含む。）の23.0%、県平均の28.9%を大きく上回っている。

地域別に見ると昭和35年以降、一貫して隠岐圏域が高いが、平成17年以降は出雲圏域、石見圏域とも30%を超えている。

また、高齢者比率が30%以上の過疎市町村は、平成2年に1団体であったが、平成12年には12団体に増加し、平成22年には浜田市を除く18団体となっている。また、高齢者比率が40%以上の団体が平成17年には2団体であったのが、平成22年には5団体と増えており、高齢化は一層進行している。

高齢化の進展に伴う後期高齢者の増加により、要介護者、介護費用ともに増加する傾向にある。

また、認知症高齢者や一人暮らし・夫婦のみの高齢者世帯の増加により、様々な分野からの支援が必要な高齢者の増加に対応するため、地域の関係者が連携して生活支援のサービスが切れ目なく一体的に提供される支援体制の構築が求められている。

<高齢者比率>

単位：%

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
過疎地域	8.7	10.3	12.4	14.0	15.6	17.5	21.0	25.1	29.0	31.5	33.4
出雲圏域	8.1	9.6	11.6	13.0	14.5	16.6	20.1	24.3	28.4	31.1	33.1
石見圏域	8.8	10.6	12.7	14.3	15.9	17.7	21.3	25.3	29.1	31.5	33.3
隠岐圏域	10.2	11.6	14.0	16.1	17.7	19.9	23.1	27.2	30.4	32.9	35.6
非過疎地域	7.9	8.7	9.5	10.3	11.3	12.6	14.8	17.8	20.4	22.7	24.6
県全体	8.4	9.7	11.2	12.5	13.7	15.3	18.2	21.7	24.8	27.1	28.9

出典：国勢調査

④就業人口

過疎地域における産業別就業人口は、平成12年から平成22年までの10年間に第1次産業で7,864人、28.5%減少 [農業▲29.9%、林業+15.5%、漁業▲33.9%] しているのみならず、第2次産業についても19,852人、32.2%減少 [鉱業▲62.1%、建設業▲38.1%、製造業▲26.9%]、第3次産業では6,102人、5.5%減少 [電気・ガス等▲40.8%、運輸通信業▲18.1%、金融・保険業▲12.5%] している。

農業の就業人口は年々減少しているが、全国平均と比較すると、その割合は依然として高い。林業については減少傾向にあったが、近年増加傾向にある。公共事業費の削減等、地域の経済環境は依然として厳しく、建設業や製造業の就業人口は大きく減少している。また、増加傾向にあったサービス業の就業人口も減少している。

B. 集落の状況

過疎地域には、都市で失われつつある豊かで温もりのある人間関係が残されており、過疎地域の集落は、葬祭や草刈りなどの共同作業を通じて、社会共同生活の基礎的な単位として地域を支えてきた。

しかしながら、過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが難しくなっている。

特に、集落の人口が10人未満で70%以上が65歳以上といった極端に小規模・高齢化した集落では、集落の活動が停止する恐れや、その存続さえ危ぶまれている状況である。

また、集落の年齢構成に着目すると、集落活動や農業の主な担い手が、世代交代の時期を迎えており、円滑な世代交代が行われないと、地域活動の担い手が急激に減少し集落機能の低下や耕作放棄地の増加、森林の荒廃が一層進行することが懸念される。

C. 産業の動向

島根県の産業構造は、全国平均と比較して農林水産業、建設業、公務の占める割合が高く、製造業、卸売・小売業の割合は低いことから、公的部門への依存度が高い。

農林水産業は過疎地域の基盤となる産業であるが、農産物や木材価格の低迷等に伴う生産額の減少や、担い手の不足が大きな課題となっている。こうした中、人材の育成・確保に向けた取組により、近年の農林漁業の新規就業者数は増加傾向にある。

農業では、就業者の3分の2が65歳以上の高齢者で、耕作放棄地も増加していることから、地域農業を支える担い手の確保と、地域ぐるみでの農地の維持が課題となっている。

また、各地域の特色を活かした農畜産物の生産拡大と、これらを活用した6次産業化や農商工連携、販路拡大が求められている。

林業は、木材価格が依然低迷しているものの、円安による外材価格の上昇や木質バイオマス発電の開始により、製材・合板用、燃料用の各分野で木材需要が増加している。これらの需要に応えるため、木材の増産が求められており、高性能林業機械の導入や担い手の確保など木材生産体制を整備する必要がある。

水産業は、近年の資源の減少、燃油の高騰、価格の低迷、就業者の高齢化等により、経営収支の悪化、担い手不足が深刻となっており、持続的に利用するための水産資源の適切な管理、つくり育てる漁業の推進、新たなブランド魚種の確立、マーケットへの販売力の強化を進めていくことが求められている。

製造業は、誘致企業の立地等が進む地域も見られるものの、小規模・零細な下請型企業が多く、労働生産性が低いなど総じて競争力が弱い状況にある。また、人口流出による若年労働力の不足などに悩む地域もある。

このため、企業体質の強化、高付加価値化と生産性の向上など産業の高度化や、若者にとって魅力ある雇用の場を確保するための新産業の創出などが課題である。

観光については、文化・歴史・自然・食等の豊富な観光資源を有しており、交通基盤や観光施設の整備も進んできているが、旅行の形態・目的が多様化している観光客のニーズに十分対応し切れていないと言えない。

また、地域の特性を活かした特産品づくりなどの地域産業おこしが、最近の自立志向を背景として熱心に取り組み、各地で新たな動きが見受けられるが、販売ターゲットを明確にした上で、その層が求める製品の開発、改良を進め、売れるものづくりを推進していく必要がある。

D.日常生活を支える諸機能

過疎地域は、人口が少なく、山間部や海岸部に集落が点在しているため、人の移動や物流、各種サービスの提供にコストがかかる不利な条件下にある。

このため、医療機関、福祉施設、商業店舗、行政機関、金融機関等の日常生活を支える機関や施設を効率的に運営することは、都市と比較して困難な状況にあり、結果的にこれらの統廃合や閉鎖が進んでいる。

地域の医療については、医師の偏在や高齢化により過疎地域の医療を支える診療所の廃業が進み、中核的な病院でさえ、医師をはじめとする医療従事者の確保が困難になっており、極めて厳しい状況にある。

医療の提供体制については、入院医療から在宅医療・介護への移行が求められる中で、地域の身近な医師・看護師の役割が重要となり、在宅医療を中心とした地域包括ケアシステムの構築が必要である。また、隣接する地域の高度な医療へのアクセスの改善と連携が必要である。

鉄道、バス、離島航路等の地域生活交通については、人口減少が進み、利用者減少による交通事業者の経営体力低下等の要因により、路線の縮小や減便等が続いており、特に、高齢者や生徒等のいわゆる交通弱者の通院、通学、買い物等に支障が生じている。

商業については、過疎化・高齢化による店舗の廃業が進んでおり、日常の生活必需品が必要なときに購入できる身近な商業機能の確保が必要である。

光ファイバー等による超高速情報通信環境の整備や携帯電話のエリア整備は、採算が取れない地域においては民間通信事業者による整備が進みにくいため、地域間の格差の解消や防災という観点からも課題となっている。

このほか、人口減少によって地域住民のつながりの中で維持されてきた防犯機能が低下していること、子どもの数が減少し、保育所等において定員割れし運営がむずかしいケースや、病児保育事業や短期支援事業等の子育て支援事業が行われていない地域があるなど日常生活にかかる様々な課題がある。

E. 公共施設の整備

これまでの40年以上にわたる過疎対策により、道路をはじめとする各種公共施設については、着実に整備が進み住民の福祉の向上に大きく寄与しているところである。

道路の改良率は向上しつつあるが、依然として全国平均とは開きがある。

また、市町村合併に伴い日常生活圏が広域化しており、地域生活を維持するために医療、福祉、教育、商業等の分野で周辺都市との広域的な連携が重要である。そのため、広域的連携を図る国道や、隣接市町村間及び市町村と生活圏中心都市とを結ぶ県道など、ネットワークとしての総合的な道路整備が一層求められている。

また、下水道等の污水处理施設は、基礎的な生活条件として、快適な居住環境に不可欠だが、特に県西部での污水处理人口普及率は低く、計画的かつ効率的な整備が必要である。

情報通信施設については、光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備に努めた結果、県内のほぼ全域において利用可能となっているが、まだ利用できない地域があるため整備が求められている。

また、日常生活に不可欠な携帯電話については、全く通話ができない不感地域の解消が進んでいるが、小規模集落で地理的に不利な条件を抱える地域においては不感地域が残っている。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

過疎地域は、農地、林地等の資源を多く有し、安心・安全な食料の供給、水やエネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源の涵養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

このように、都市と過疎地域は、共に支えあう「共生・互惠」の関係にあるが、人口減少、少子高齢化の進行に伴い、過疎地域では小規模・高齢化した集落が増加し、地域運営の担い手の不足や通学、通院、買い物等の日常生活における困難な状況もみられ、住民生活の維持さえ極めて厳しい状況となっている。

このような状況の中、島根県では概ね10年後の島根の目指すべき将来像を想定して、平成20年3月「島根総合発展計画」を策定し、その下部計画として中山間地域の活性化を推進するため「中山間地域活性化計画」を策定した。

島根総合発展計画においては、平成4年から死亡数が出生数を上回る自然減が続くなか、今後も進む人口減少と高齢化を前提として、目指すべき将来像に「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げ、全力で取り組んできた。

こうした中、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、これまで地方の

問題とされていた「人口減少問題」に国として対応していこうとしているなか、国の動きを追い風としながら、島根県のこれまでの取組をより確かなものとし、魅力ある就業の機会（しごと）をつくり、子育てに良好な環境を活かして若者が結婚して子どもを産み育てることを支え、人々の定着、回帰・流入を促すこととで、地域を担う人材（ひと）を確保し、人口減少に対応しながら魅力ある地域社会（まち）を維持・形成していくことが必要である。

島根は、豊かな自然、古き良き文化・歴史、特色ある地域資源、温かい地域社会、そして勤勉な県民性など、多くの強みを有しており、こうした強みを活かし「子育てしやすく、活力ある地方の先進県 しまね」を目指して、全力で取り組んでいく。

一方、これまでの40年以上にわたる過疎対策により、過疎地域の基礎的な条件整備は相当程度進んできたものの、過疎地域の置かれている現状は、依然として厳しいものがある。

このため、本県の過疎地域の自立促進のためには、引き続き真に必要な社会基盤を整備するとともに、安全・安心な地域生活確保対策、地域資源を活かした産業振興・雇用対策、農地・森林の管理・利用対策、都市との交流対策を柱とし、多様な主体との連携・協働、ソフト対策などを重視した総合的な対策を進めていく必要がある。

なお、過疎地域が抱える諸課題を個々の市町村の対応だけで解決することは容易ではなく、特に医療・教育・交通・商業機能といった分野は、広域的な機能連携により機能を確保することが必要である。

このような基本認識の下、次のような各種施策を県と過疎地域市町村が一体となって総合的かつ計画的に展開することにより、過疎地域の自立促進を図るものとする。

A. 産業振興施策の拡充・強化

過疎地域における若者の流出が第一義的には魅力ある就業の場が少ないことに起因するものである以上、若者の志向に合致した就業機会の拡大のため、次のような視点に立った産業振興対策を積極的に推進し、地域産業の自主的活動を支援していく必要がある。

その際、地域の総合的な経営主体である市町村や商工団体等の産業振興に関わる諸団体の連携・協力した支援体制の構築にも留意すべきである。

①農林水産業の振興

農林水産業は、過疎地域の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、食料や木材の供給などを通じて都市部の住民生活を支えている。

しかし、農林漁業者が減少し、高齢化が一層進行している中であって、農林水産物を安定的に供給するためには、それぞれの地域で強みとなる地域資源を生かして農林水産業経営が持続的に展開できなければならない。

このため、企業的経営体を中核に担い手を確保し、地域産業として農林水産業を発展さ

せ、新たな技術の導入と多様な連携による販売を実践することにより、経済的に自立できる効率的な農林水産業の展開を目指す。

さらに、農山漁村には、農林水産物をはじめ、再生可能な資源であるバイオマスなど活用可能な資源を多く有している。これらの資源を有効に活用し、食品産業をはじめとする様々な産業と連携し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出する「農山漁村の6次産業化」を推進するなど、地域における新たな雇用と所得の確保を図ることが重要である。

また、このような取組の推進にあたっては、企業、大学、試験研究機関等との産学官連携を積極的に図ることも重要である。

このほか、農山漁村が持っている国土の保全、水源のかん養や良好な景観の形成など多面的機能を維持するため、地域や住民・企業等との協働などによる、農地、森林や水路等施設の保全管理、耕作放棄地の発生防止等の活動を推進する必要がある。

②地域産業の高度化と新たな展開

本県の過疎地域の産業が発展していくためには、既存の産業の活性化や高度化に加えて、新分野等への新たな展開を図ることが必要である。

そのため、地域に存在する資源の利活用に努める一方、農商工連携など産業間の交流を促進するとともに、多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる製（商）品やサービスの開発、技術力向上による製（商）品の高付加価値化と新たなビジネスモデルの構築など、経営環境の変化への的確な対応が求められる。

また、県産業技術センターやしまね産業振興財団、商工団体などを中心とした産業支援機関による積極的な取組を進めていく必要がある。

③企業の誘致

企業の誘致は、地域経済の発展と新規学卒者やU I ターン者の受け皿となる雇用の場の確保に極めて有効であり、地域の特性、優位性、地域資源を活用した企業立地を進め、若者にとって魅力がある雇用の場を創出していく必要がある。過疎地域等への立地に対する加算助成制度の活用やI T企業の開業支援などにより立地促進に努めるとともに、労働力の確保・育成や産業インフラの整備にあたっては、市町村や関係機関と連携し促進を図っていく。

④観光開発とレクリエーション産業の振興

近年の観光客のニーズの多様化・目的志向・本物志向に応えるため、本県の持つ豊富な自然的・歴史的・文化的資源を観光資源として最大限活用し、住民自らが主体的に参加するテーマ性・物語性のある観光地づくりを推進するとともに、全国的な知名度の低さを克

服するため、戦略的な誘客宣伝を積極的に展開する。

また、観光案内設備や交通基盤の充実による観光地間のネットワーク強化等、観光基盤の整備とともに、観光客の受け入れ体制の充実を図る。

さらに、首都圏等における観光・物産をはじめとする総合的な情報発信機能を強化することにより、新たな観光需要の喚起を図るとともに、島根県産品の認知度向上・販路拡大を図る。

⑤再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギーは、地球温暖化の防止、エネルギーの供給源の多様化、エネルギー自給率の向上、地域資源の利活用による新産業の創出及び雇用の拡大に伴う地域の活性化、非常時のエネルギー確保による地域防災力の強化など広範に効用をもたらすものであり、近年、積極的な活用が図られている。

過疎地域においては、再生可能な資源として豊富に存在する森林を活用した木質バイオマスをはじめ、風力や太陽光などの再生可能エネルギーの導入を促進することにより、関連産業の活性化や雇用の促進が期待できる。

こうしたことから、積極的に再生可能エネルギーの導入の促進を図っていく。

B. 交通通信体系の整備、情報化等の促進

中国縦貫自動車道、中国横断自動車道広島浜田線、中国横断自動車道尾道松江線等の開通済みの高速道路の利活用や出雲縁結び空港、萩・石見空港、及び隠岐世界ジオパーク空港を発着する航空路線の維持・充実を図るとともに、山陰道の早期建設を推進していく。

これにあわせて、陰陽を結ぶ国道の整備を促進するとともに高速交通拠点や生活圏中心城市への連絡を図る道路、中山間地域の東西方向の移動を円滑にする道路などを整備し、1日行動圏の拡大を図る。また、地域住民の利便性を高めるため有機的ネットワークの形成を目指した道路の整備や鉄道、バス路線及び航路など生活交通の確保を図る。

なお、特に交通空白地域・不便地域の解消に向けて、身近な生活交通の確保を図る。

農山漁村においては、農林水産物の生産及び流通の合理化、生活環境の改善を図るため、農道、林道及び漁港関連道の整備を図る。

情報通信基盤の整備については、超高速情報通信環境が未整備の地域において光ファイバー等の整備を促進するとともに、ICTを活用し、医療や福祉・生活分野、教育分野等におけるサービスの向上や、場所にとらわれない産業活動を推進する。

C. 生活環境の整備

過疎地域における定住条件の一つとして、快適な生活環境施設の整備があるが、都市に比較して水道、汚水処理施設などの整備が遅れているため、上下水道や浄化槽などの整備

を進める。

また、消防防災体制を更に高めるため、消防職員の確保、設備・装備の充実、消防団の活性化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に引き続き取り組んでいくとともに、救急・搬送体制の高度化、広域化を一層推進する。

さらに過疎地域には、人々が心豊かに暮らしていくための自然環境や多くの優れた景観、文化・歴史的資源がたくさんあり、これらを一層活用していく。

D. 高齢者等施策の拡充・強化

団塊の世代が医療・介護ニーズの高まる75歳以上となる2025年に向けて中長期的な視点をもった「地域包括ケア計画」として策定した「島根県老人福祉計画・島根県介護保険事業支援計画（H26年度策定）」の推進により、高齢者が積極的に社会参加するとともに、「自立と尊厳」を持って健やかに生活できるよう、福祉・介護サービスをはじめとする各種施策の拡充・強化を図る。

また、多様な地域ニーズに応じた支援を行うため、ボランティア、NPO、シルバー人材センター等の多様な主体が生活支援サービスを提供するなど、地域全体で高齢者を支える体制を築いていくことが必要であり、行政機関はもとより、各種団体などの参画のもとに、県民が一丸となって計画の着実な推進を図る。

本県の合計特殊出生率は、全国的に高い（平成26年は1.66）状況にあるが、出生数は、緩やかながら減少しており、依然、少子化が止まらない状況にある。

県が実施した少子化アンケートでは、理想的な子どもの数は、2.6人であるのに対し実際に予定している数は、2.0人と少なくなっており、また、75.2%が子育てに負担や不安を感じると回答している。

平成27年3月に策定した島根県次世代育成支援行動計画「しまねっ子すくすくプラン」に基づき、若者が、地域で希望どおりに結婚し、出産、子育てができるように、切れ目のない支援を行っていく。

また、障がいのある人が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会の実現を目指す。

E. 医療の確保

島根県の過疎地域は、中核的病院においても、医師不足により、特定診療科での医師が不在あるいは一人体制となり、外来・入院診療を制限するなど、地域医療に大きな影響が出ている。また、医師の高齢化や後継者不足により、診療所の存続も懸念される。

このため、「安心して暮らせる島根」の実現に向けて、医師、看護職員をはじめとする医療人材の養成・確保と医療連携体制の整備に努め、総合的に過疎地域における医療提供体制の確保・充実を図る。

F. 教育・文化の振興

住民一人ひとりがその個性と能力を伸ばし、生きがいのある健康で豊かな人生がおくれるよう、生涯を通じて「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる多様な機会を提供するとともに、こうした学習活動を人づくりや地域づくりに活かしていく。

さらに、次代を担う子どもたちを育成するため、ふるさと島根の自然、歴史、文化、伝統などに対する愛着や誇り、理解を土台に据え、学校、家庭、地域社会が連携した教育を充実させていく。

また、多彩な文化・交流を育む創造性豊かな地域づくり、地域の伝統文化や伝統芸能を保存し特色ある地域づくりを進め、文化を通じていきいきと暮らせる文化活動を推進していく。

G. 集落の維持、活性化

過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、集落単位の取組だけでは地域を維持することが難しくなっている。

こうした状況のなかで、集落の維持・活性化を図るために、個々の集落を越えた公民館エリアを基本単位として、買い物、金融、医療、介護等の日常生活の機能・サービスを基幹集落等へ集約化し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ持続可能な地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）の推進や、U I ターンの促進による担い手の確保に取り組む。

（3）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通通信ネットワーク等の整備により、住民の日常生活圏は市町村の区域を越えて拡大、多様化し、ますます広域化する中、市町村のエリアを越えた広域的な地域を単位として活性化に取り組むことは、事業規模の拡大や効率的な投資などの面で期待できることから、過疎対策の実施に当たっては、広域的な視点に立ち、各市町村の特性を踏まえながら、適正な役割分担と相互の有機的関連性を保って実施していくことが重要である。

以上のことから本方針に基づき策定される「過疎地域自立促進県計画」及び「過疎地域自立促進市町村計画」の内容は、島根総合発展計画、島根県総合戦略、定住自立圏共生ビジョン等の広域的な経済社会生活圏の整備の計画等の内容と相互に整合性を保つよう十分調整を図るものとする。

2. 産業の振興

(1) 産業の振興の方針

過疎地域の活性化を図っていく上で産業の振興を推し進めることは、所得水準の向上、魅力ある雇用の場の確保による若者定住促進等の観点から最も重要な課題である。

農業については、地域の実情に即した担い手の育成や、地域環境を活かした米づくりやしまね和牛、有機農産物などの生産体制の強化、地域資源の適正な保全、利活用ができる仕組みづくりや、都市農村交流の促進など、農業者が、将来に向け希望と誇りを持って取り組める農業の確立を図る。

また、地域産品のブランド化に取り組む一方で、消費者や生産者、関連事業者等が一体となって地域資源の維持保全活動に取り組む。

林業については、長期的視点に立った持続可能な森林経営の仕組みづくりと、木を「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業を確立し、豊かな森林資源を背景とした地域経済の活性化を目指す。

そのため、計画的な木材供給体制の整備や、県内外での需要拡大等に取り組む。

一方、公益的機能が高い森林の整備については、広く県民の理解を得ながら、「水と緑の森づくり」に取り組み、森林管理に要する費用を社会全体で負担する気運の醸成に努める。

水産業については、漁業経営の安定を図るとともに、安全で安心な水産物を安定供給する責任を果たし、県民の支持を得る地域産業として、本県の水産業を永続的、安定的に発展させていくことを目指す。

農山漁村の持続的な発展を図るためには、経営感覚に優れた中核的な担い手を育成・確保していくことが必要である。このため、経営や生産技術などの指導・支援、労働環境や定住環境の改善、就業相談や研修による就業促進等の取組を進める。また、地域資源を活用した6次産業化や県産品の県内外への流通・販売体制の強化に取り組む。

産業の高度化と創造的な地域産業の育成を図るため、産業構造の転換促進を図り、中小企業の情報化支援や産・官・学連携の一層の促進など、総合的な支援体制を構築し、地域産業の複合化・融合化を進める。特に過疎地域では、地域資源活用や6次産業化の視点が重要である。

製造業の振興については、高付加価値化を目指し、経営力・技術力・販売力の強化及び人材育成対策や金融対策等の充実による企業の競争力の強化を図る。オンリーワンの新製品・新技術の創出を図るため、域内企業と県とが密接に連携し、研究及び開発に取り組む。また、食品加工業等については、過疎地域の農林水産資源を活用し、農林水産業と製造業との連携による高付加価値型の産業振興を目指していく。

また、情報産業分野においては過疎地域における不利的な要素も少なく、自然豊かで快適な開発環境を提供できることから、その優位性を活かし、企業の技術力の向上、人材育成、情報発信、販路開拓等の支援を行うことにより、IT企業の事業拡大と集積を目指していく。

また、地域の特性、優位性、地域資源を活かし、若者に魅力ある雇用の場を確保するための企業の立地促進に努める。

商業については、多様な消費者ニーズへの対応や、地域住民にとって重要なインフラである食料品・日用品等の買い物の場の確保に向け、市町村や商工団体と連携し、開業や事業承継、移動販売の取組に対する支援などを実施し、地域の商業機能の持続化を図る。

また、既存の交流拠点や遊休施設等を活かした新たな流通・販売チャンネルを構築する。

過疎地域におけるほとんどの企業は、中小企業・小規模企業ではあるが、地域の経済と雇用の中心的な担い手であり、商工団体等と連携し、経営改善や自立化・事業の安定化に向け、きめ細かな支援を行うとともに、創業、経営革新、情報化支援や経営安定化の支援に加え、地域資源活用、農商工連携などの新たな事業者ニーズや中小企業等が行う地域活性化の取組を支援していく。

また、観光による消費は他産業に大きな経済波及効果を及ぼしており、特色ある地域特産物は地域の観光イメージの形成に大きな効果があることから、農林水産業・製造業など関連産業と連携をとりながら、全体をマネジメントする経営手法の展開や消費者ニーズを十分踏まえた地域特産物の複合的活用による観光・物産振興を図る。

さらに、観光・物産振興に当たっては、観光施設や受け入れ体制の整備、情報を的確に提供できる体制の構築を進め、地域の持つ優れた観光資源を活かした観光地づくりに努めるとともに、特色ある地域資源として何を活用していくかを十分に見極めた上で、地域の官民が一体となった取組に対し、積極的に支援していく。

再生可能エネルギーの利用については、過疎地域において豊富に存在する木質バイオマス資源の利用の促進や風力発電事業など、期待される効果が大きいことから、導入の促進を図っていく。

(2) 農林水産業の振興

消費者志向が安全で安心、高品質な農林水産物へと高まるなか、多様な消費者ニーズに対応した生産の推進を図る。また、生産段階での安全確保と消費者自身が安全を確認できる仕組み（美味しまね認証等）の推進・普及により、食に対する信頼の確保を図る。

こうした取組により農林水産業と農山漁村の役割について、県民一人ひとりが再認識し、関心を持ち、社会全体で守り育む気運と誇りの醸成を図る。

県内外の流通・販売体制の強化については、観光や学校給食等での地産地消の取組拡大や生産者と流通関係者とのマッチング、大都市圏での販路開拓等を推進するとともに、東

アジアをはじめとする海外への輸出拡大を図るため、輸出者の育成や組織化を誘導する。

また、農林水産物や農山漁村に存在する土地、水その他の優れた資源を活用した6次産業化を推進し、生産者のみならず、1次産業から3次産業の多様な事業者がそれぞれのノウハウや強みを活かした連携、協同、結合等による新商品の開発、製造、販売や農家レストラン・交流ビジネス等、新たな価値の創造や付加価値の向上を図る。

地域の特色ある製品については、生産者や流通関係者等が一体的に販路拡大やPRなどの取組を展開し、「地域団体商標」や「地理的表示」の登録などにより地域ブランドの確立を目指す。

担い手の確保・育成については、経営基盤の強化や就労環境の整備等を進め、安定的な経営体の育成を進めるとともに、就業相談や技術習得研修等による就業支援に取り組み、新規就業者の定住・定着を促進する。

また、鳥獣による農林業等への被害により農林業経営等の放棄が発生しないよう、被害の発生状況や地域の実情を踏まえつつ、農林業者、地域住民、関係機関等が密接に連携・協力して、的確かつ効率的な鳥獣被害対策を推進する。

①農業

米政策の見直しなどの国の農政改革等を踏まえ、売れる米づくり、水田フル活用による飼料用米の生産、園芸産地の維持・再生に向けたリースハウス団地の拡充や労力補完の仕組みづくり、放牧などによる低コスト生産や共同子牛育成施設の整備等、しまね和牛の生産基盤強化などを進める。

多様な消費者ニーズに対応した付加価値の高い農産物や小規模農家でも生産可能な少量多品目生産といった地域の特色を活かした売れるものづくり・競争力のある産地育成を目指す。

新規就農者、農業参入企業、認定農業者、集落営農組織の数の確保に努めるとともに、地域の創意工夫による担い手へのフォローアップを強化し、産業として自立する担い手を育成する。また、担い手への農地集積や生産性の高い農業経営を実現するため、必要な基盤の整備や農業用基盤施設の長寿命化対策の推進を図る。

また、担い手不在集落等における営農意欲の低下やそれに伴う農地の荒廃に対応するため、市町村、JA、市町村農業公社等の既存組織に農用地のコーディネート機能を付加するなど、地域の農地を守る仕組みづくりを進める。また、地域の話し合いを活発化させ集落営農の設立や組織間の連携による機能強化及びサポート経営体の育成をさらに強力に推進する。

②林業

森林資源・所有者情報や需要情報を的確に把握したうえで販売活動の強化を図り、森林

施業・経営の集約化を推進し林道・作業道等の基盤整備を進め、計画的な木材供給を目指す。

この取組を森林組合等の林業事業者が主体となって推進し、木材生産による収益を所有者に還元したり、市町村有林等を含む新たな森林経営管理の仕組みの確立や、伐採跡地の確実な更新等を図ることで、循環型林業を確立する。

原木流通コストを削減し、定時・定量で需要者に届けるため、出荷協定等による相対取引など流通方法の多様化を推進するとともに、原木市場の機能を維持しながら、新たなニーズに対応した効率的な原木流通体制を整備する。

また、乾燥材供給力を高めるとともに、加工施設の分業化や協業化により製材コストの低減と供給ロットの拡大を図り、地元工務店や大手ハウスメーカー等のニーズに応える供給体制を整備する。

さらに、本物志向や健康などの安心を求める動きもあるため、多様化した消費者ニーズに対応する高付加価値化や新商品の開発、販売戦略を強化する。

森林の適切な維持・管理、公益的機能の発揮や、林業生産活動を活発にしていくため、森林組合を中心とした森林経営の体制づくりを進める。

また、国産材需要が高まる中、森林組合等の事業者の経営基盤強化や事業の合理化、雇用管理の改善を通じて新規就業者の確保・定着、さらに、木材生産に対応できる高度な技術者を育成していく。

森林を県民共有の財産として社会全体で支える仕組みとして、水と緑の森づくりや新たな仕組みの検討に取り組み、住民や企業、市民団体等による森林保全活動等協働による森づくりを推進する。

③水産業

近年の燃油の高騰や資源の減少、魚価の低迷など漁業経営を巡る経営環境は厳しい状況である。しかし、本県には高鮮度化・高品質化、あるいは新たな市場の開拓により魚価の向上が期待される水産物は数多く存在する。そのため、販売戦略構築のための調査・研究・マーケティングによって魚価を向上させることにより漁業経営の安定・改善を目指す。

漁業就業者数の減少傾向が続く中で、特に若い漁業者の減少と高齢者の増加が深刻な問題となっている。そのため、沿岸漁業対策としてはU I ターン者等の新規就業者への支援と定着の促進を図ることや、意欲のある担い手への支援を強化する。

また、生産性の高い漁業経営の実現、安心安全な水産物を消費者へ提供するために必要な基盤整備を進めるとともに、基幹漁業の対策としては持続可能な漁業経営体を目指す構造改革を推進する。

水産資源については、本県の漁獲量は近年10万トン前後で推移し比較的安定しているが、以前の漁獲量に比べればかなり低い状態である。そのため「資源管理」「栽培漁業」「漁

場造成」を一体的に推進し、水産資源の増大を目指していく。

(3) 地域産業の振興

過疎地域において若者の定住を促進するためには、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている地域産業の振興を図り、雇用機会の確保、所得水準の向上等を図っていくことが重要である。

また、伝統的技術や6次産業化など、地域の強みや資源を活かした新しい産業の創出や、既存企業の新分野進出を促すとともに、生産性向上による競争力強化などにより、地域の産業発展をリードする中核企業の育成を図る必要がある。

このため、過疎地域における企業の経営革新、地域資源活用、農商工連携等に向けた取組に対し、県産業技術センター等の研究機関、高等教育機関、しまね産業振興財団、商工団体、金融機関、市町村等が連携・協力した支援体制を構築し、経営相談・技術面・販売面・人材育成等へ積極的に支援していく。

(4) 企業の誘致対策

県外から優良な企業を誘致し、経済の発展や地域に新たな雇用の場を創出することは、若者の定住と地域の活性化に大きな効果をもたらすものであり、あらゆる情報や機会を捉えて積極的に誘致活動に取り組んでいく必要がある。

誘致にあたっては、過疎地域における不利な要素が少ないソフトウェア産業分野や、豊富な水量保有を活用する用水型産業など、地域の特性、優位性、地域資源を活かし、特に若者にとって魅力がある雇用の場を創出していく。

また、中山間地域等においては、雇用を支える製造業が、コスト競争力の向上等を目的に設備投資をする際の助成や、IT個人事業主の開業支援などに市町村とともに取り組む。

人材の確保・育成や産業インフラの整備については、市町村や関係機関と連携し企業の要請に応じていく。

(5) 起業の促進

過疎地域において若者の定住を促進するためには、既存企業による地域産業の振興に併せて、新たな起業による担い手づくりや雇用の創出を図ることが必要である。

過疎地域は、近年の高度情報化の進展や交通網の着実な整備により、起業のための条件が整いつつある。

本県の恵まれた自然環境や地域の資源を活用した産業、高齢化社会に対応した福祉関連産業、情報関連産業など特色ある地域ビジネスの育成・起業を促進するため、人材育成や各種助成金、金融制度、相談・指導、情報提供等による支援に努める。

また、地域の実情に即した多様な分野におけるコミュニティビジネス、ソーシャルビジ

ネス、スモールビジネスなど様々な形態による新たな事業展開を推進するため、関係団体と連携して新規事業の立ち上がりを支援する。

(6) 商業の振興

過疎地域における商業は、人口の減少や高齢化の進展による購買力の低下、また、経営者自身の高齢化や後継者不足などにより店舗数が大きく減少し、地域によっては日常生活に必要な商品供給が困難な事例も見受けられるようになるなど、非常に厳しい状況におかれている。

多様な消費者ニーズへの対応や、地域住民にとって重要なインフラである食料品・日用品等の買い物の場の確保に向け、市町村や商工団体と連携し、開業や事業承継、移動販売の取組に対する支援などを実施し、地域の商業機能の持続化を図る。

また、「まちづくり」や「地域づくり」に向け、商業集積地域の環境整備に係る支援や、地域商業を担う人材育成などを実施していく。

(7) 観光及びレクリエーション

観光客の旅行ニーズは、地域の個性を重視した特定の目的を持ったものへ変化しており、また、余暇の増大等により比較的長く滞在し、地域の文化や伝統などを十分に堪能する滞在型・拠点型の旅行及び個人・小グループの旅行が増えている。

このような変化に対応するため、本県の豊かな自然や歴史・文化を活用し、地域の文化・伝統を語るストーリーに基づいた周遊ルートや、体験・学習・参加などの魅力ある滞在メニューを地域が主体となって複数作成し、随時提供できる観光地づくりを進める。また、観光・文化施設を共通テーマにより有機的に結び、周遊性・滞留性の一層の向上をもたらす広域観光を推進していく。併せて、これらの情報を各種メディアを活用し的確に発信していくとともに、首都圏等において戦略的な誘客宣伝を展開する。

また、韓国や台湾、中国などの東アジア地区及び欧米からの外国人観光客の誘致を推進するため、国や中国5県などの他県、民間団体と広域的に連携した誘致活動を進めるとともに、情報発信や受け入れ体制の充実を図る。

観光客の受け入れにあたっては、快適な観光地の整備が必要であり、住民や観光関連産業従事者の意識向上、観光の担い手の育成、案内体制の充実等を図るとともに、観光基盤の整備を推進していく。

なお、事業の実施にあたっては、自然環境そのものが観光資源であるという認識に立って自然環境の保護・保全にも十分配慮する。

(8) 港湾の整備

重要港湾である浜田港・西郷港については、環日本海交流時代を招く国際物流拠点（浜

田港)、隠岐の物流・人流拠点(西郷港)として、重点的に整備を進めていく。

また、地方港湾については、利用実態や将来の産業活動を見据え、地域産業の振興に資する施設整備を進めるとともに、離島航路の充実に必要な寄港地の施設整備を進めていく。

(9) 再生可能エネルギーの利用

本県は県土の約8割が森林を占め、そのほとんどが過疎地域に存在しており、そこには木質バイオマス資源が豊富に存在する。また、太陽光発電や小水力発電など、過疎地域における未利用の資源を活かすことで、過疎地域はエネルギーの供給地になりうると考えられる。

特に、木質バイオマスは、需要と供給が域内で完結できる地産地消の代表的なエネルギーであることから、その立地条件を活かし、林業・製材業・建築業・運輸業等が有機的に連携することで、産業の活性化や雇用の拡大につながると考えられる。

具体的には、燃料となるチップ・ペレット・薪の地域での効率的な供給システムの構築や公共施設、温泉宿泊施設、事業所などへのチップ・ペレット・薪ボイラーやペレット・薪ストーブなどの導入促進による利用の促進を図っていく。

また、風力発電については、事業規模が大規模なことから建設業の活性化、建設作業道の有効利用による林業の活性化も期待される。

再生可能エネルギーの導入については、平成27年9月に「再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進に関する基本計画」を策定したところであり、各種支援制度等により積極的に導入の促進を図っていく。

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

県内の幹線道路網は、全国の高速道路網と一体となってネットワークを形成する高速道路を主軸とし、それらと連動して地域の骨格となる一般国道及び県道等により形成されている。

過疎地域の活性化を図っていく上で、幹線道路網の果たす役割は極めて大きいことから、その整備を重点的に進める。また、住民の生活に密着した生活関連道路や幹線市町村道の整備を進める。

農道、林道及び漁港関連道については、農林水産物の生産及び流通の合理化を図り、併せて生活環境の改善に資するため整備に努める。

なお、基幹的な市町村道で国土交通大臣の指定するもの、農道で農林水産大臣が指定済みの継続地区については、道路代行制度を活用して整備を進める。

また、高速交通体系整備の一環として、出雲、石見、隠岐の3空港を活用した航空ネットワークの維持・充実を図るとともに、関連アクセス交通網の整備に努める。併せて、3空港の利用促進と利便性向上を目指した取組を進める。

J R山陰本線については、今後も地域間交流の軸として、更なる利便性向上を図る。

本土～隠岐島内を結ぶ航路は道路と同様の役割を果たしており、利便性向上や利用促進に努め維持・充実を図る。

利用者が減少し、路線の維持・確保が困難になっているバス路線やローカル鉄道などの生活交通については、運行支援や利用促進により、運行の維持・確保を図る。

また、交通空白地域・不便地域における生活交通手段の確保にあたっては、地域の実情に即した運行方法の導入を促進する。

情報化の推進については、過疎地域においても都市部と同様に光ファイバーなどによる超高速情報通信環境の整備を促進するとともに、行政の情報化による住民サービスの向上のほか、ICTを活用し、医療や福祉・生活、教育分野等におけるサービスの向上を推進する。

これらインフラの整備を進め、過疎地域の優れた地域資源の一つである豊かな自然環境、伝統文化等を活かした都市住民と地域住民との地域間交流を促進し、都市住民の過疎地域への理解を深めてもらうとともに、地域住民が自らの地域の魅力を再発見することで、活力ある地域づくりを図る。

(2) 県道及び市町村道の整備

県道の総延長2,503.3km（平成26年4月1日現在）のうち、過疎地域内の県道は2,067.6

kmで、全体の82.6%を占めている。そのうち主要地方道は950.3kmで、改良率70.9%、舗装率99.2%であり、一般県道は1,117.3kmで、改良率39.6%、舗装率97.6%である。

これらの県道のうち、県内各地とインターチェンジを連絡する道路や生活圏中心都市と連絡する道路、中山間地域の東西方向の移動を円滑にする道路などを、重点的、計画的に整備していく。一方、集落と公共施設とを連絡する路線やバス路線など、より生活に密着した県道については、地域の実情に合わせ1.5車線の改良を導入するなど、効率的な整備を進める。

また、市町村道については、その総延長14,673.4kmのうち、幹線市町村道は2,984.8kmであり、このうち、過疎地域内は2,180.5kmで全体の73.1%を占めている。

この過疎地域内の幹線市町村道改良率（1車線改良も含む）は77.3%、舗装率は94.5%となっており、今後とも県道の主要幹線道路網と一体となった地域交通ネットワークを形成する路線の整備を重点的に進める。

また、今後急速に進む道路施設の老朽化に対応するため、メンテナンスサイクルを確立するとともに、予防保全の観点から補修および補強を計画的に行い、地域の道路網の安全性と信頼性の確保に努める。

さらに、高齢者等だれにでも安全で快適な道路環境を創出するために、交通安全施設の整備にも努めるものとする。

（3）農道、林道及び漁港関連道の整備

農道・林道については、農林産物の生産及び流通の合理化、生活環境の改善に資するため、市町村道・県道等との連携・調整を図り、その効率的な整備に努める。

漁港関連道は、漁港機能の充実、漁業生産の合理化、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化、併せて漁村環境の改善を図るため、その整備に努める。

また、既設の農道、林道については、施設の点検診断や機能の保全対策に努める。

（4）交通確保対策

過疎地域においては、人口の減少と自家用自動車の普及に伴う旅客需要の減少等によって、公共交通機関としての鉄道、バスの運行・維持が極めて困難な状況にある。しかしながら、公共交通機関は高齢者や生徒をはじめとする住民の日常生活には必要不可欠である。

このため、路線の維持・確保が困難となったバス路線については、バス事業者に対して運行費等を助成すると同時に、沿線住民、自治体等による利用促進活動等を促し、維持・確保に努める。

バス路線が廃止された場合においては、代替移動手段が十分に確保されるよう努める。また、交通空白地域・不便地域の解消に向けて、デマンド型の運行や自治会による輸送活動など、より効率的で地域の実情にあった運行形態で身近な生活交通の確保を図る。

また、本県の鉄道については地域住民、自治体による利用促進運動やアクセス改善などにより各線、各列車の維持存続を図る。

離島航路は、島民の日常生活や産業活動を支える基盤として、道路と同様の役割を果たしている。このため、船舶の導入や運航に対する支援を行うとともに、運航事業者による積極的なサービス向上の取組を促進することにより、航路の維持や利便性向上を図る。

また、出雲、石見及び隠岐の3空港と東京、大阪など大都市を結ぶ航空路線については、積極的な利用促進活動による利用者確保・増加を図り、維持・拡充を図る。離島航空路線など、地域住民の生活面で必要不可欠な航空路線については、必要に応じて運航維持のための助成を行う。

(5) 情報通信施設の整備

平成27年4月には、県内のほぼ全域において、市町村や民間通信事業者等により、F T T HやC A T Vによる超高速ブロードバンドが提供されているが、より高速の通信が可能なF T T Hサービスについては、一部未普及地域への整備を促進する。

また、今後、実用放送が予定されているハイビジョンより高画質な4 K・8 K放送や、新たな移動通信システムの高度化の動向を踏まえながら、当該地域においてもこれらのサービスが受けられるように努めていく。

さらに、携帯電話の通じない不感地域を解消するため、県や市町村、携帯電話事業者が連携し、移動通信用鉄塔施設等の整備を促進する。

(6) 地域の情報化の促進

I C Tを活用することで、過疎地域においても都市部と同様に、低廉で質の高い情報サービスを受けることができ、また、地域における魅力ある就業の機会の創出や多様な交流機会の増大を図ることができる。

このため、インターネットを利用し、行政分野における申請や届出などのオンライン利用手続きの利用を促進するとともに、県民へのタイムリーな情報発信や住民からの意見提出手続きの利便性の向上を図る。

また、I C Tを利用し、高齢者の安否確認や買い物支援、生活情報の伝達、遠隔地医療や電子カルテ等の地域医療の支援や特産品の販売などに取り組む。

さらに、高齢者を含めた住民の情報リテラシーの向上を図るため、地域において継続的に学べる学習環境の整備に努めるほか、学校教育におけるI C T機器を活用した授業等の実施や情報教育を担う教員の情報活用能力の向上を図る。

(7) 地域間交流の促進

過疎地域には、豊かな自然や伝統文化に加え、温かい地域社会と人間関係が残されてい

るが、都市部はこうした地域社会が少なくなってきた。

一方、都市部では、若者を中心に農山漁村の暮らしに魅力を感じている人が増えてきている。

人口減少・高齢化が進行する中で、人々の価値観に応じて選択可能な暮らしが実現できる社会を構築していく上では、都市と過疎地域が共に支え合う「共生・互恵」の関係にあることを認識し、資源、魅力を共有し、相互の機能分担と連携を深め、地域間で人、物、情報の活発な交流が行われることが求められている。

都市住民が農林水産業や農山漁村での生活を体験し、地域住民との交流を楽しむ「しまね田舎ツーリズム」などを通じて、都市と農村の双方向の交流を促進し、お互いの個性を伸ばしながら、都市部では得られない生活の豊かさと多様性を実感できる地域の形成を図るために、ハード・ソフトにわたる各種の交流基盤の整備を積極的に推進する。

また、地域住民が主体となった地域資源の発掘や滞在メニューの作成等を通じて地域の魅力を最大限に伝え、同時に心の通い合う出会い・交流を通じた新たな産業として発展することを目指す。

4. 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

過疎地域における住民生活は都市型へと変化しつつあるが、都市に比較して水道、汚水処理施設などの生活環境の整備が遅れているため、水道の整備、下水道や浄化槽など汚水処理施設の整備、廃棄物処理施設の整備等を効率的・効果的に進め、快適で文化的な生活環境を確保することが必要である。

また、過疎地域には、四季の彩りが織りなす美しい農山漁村等の自然・景観が残っている。この自然・景観を守り、育て、活用することにより、そこに住みたくなるような心の豊かさが実感できる生活環境の整備を図り、地域の魅力を高めていく。

(2) 水道、汚水処理施設の整備

①水道

本県の水道普及率は97.0%（平成25年度末）に達し、全国平均との格差も次第に縮小されつつあるが、全国平均97.7%から1ポイント近く低くなっている。

特に未普及地域は、水道整備費用が高くならざるを得ない中山間地域の集落に多いため、過疎地域市町村の中には未だ水道普及率が74.5%と低い団体がある。

そのため、このような地域への飲料水の確保については、経済的な水道整備の検討だけでなく、飲料用井戸等の整備などを含めて検討する必要がある。

また、生活様式に即応した水道用水量の確保を図るため、老朽化等により機能低下した既存施設については、適切な更新改良を進める。

②汚水処理施設

本県の過疎地域の汚水処理施設の普及率は61.5%（平成26年度末）で、年々整備が進んでいるが、県平均（77.0%）との格差は大きい。

過疎地域における定住条件の一つとして、快適な都市型の生活環境施設の整備があり、特に都市部に比較して遅れている汚水処理施設の整備が重要である。

このため、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の集合・共同処理施設や個別処理が有効な地域においては浄化槽等によって、過疎地域の実態に応じた効率的な汚水処理施設を整備する。

なお、こうした汚水処理施設の整備に当たっては、地域の実態に応じた整備方法を選定し、各事業間で調整を十分に図りながら、円滑な事業実施に努めるものとする。また、既に供用を開始している施設については、必要に応じて長寿命化対策を推進する。

③し尿及びごみ処理施設

し尿及びごみ等の一般廃棄物処理施設については、過疎地域市町村を含め広域的に整備がなされている。

生活環境の向上や地球環境の保全意識が益々高まる中で、ごみの分別や3R（発生抑制、再使用、再生利用）等の推進により、その減量化に努めるとともに、適正に廃棄物処理を行っていかねばならない。

このため、広域処理体制の中で既存施設の長寿命化や計画的な施設整備を図り、適正処理の確保に努める。

（3）火葬場の整備

県内には、28箇所（平成26年度末）の火葬場があるが、このうち竣工からの経過年数が40年以上のものが2箇所、30年以上のものが1箇所、20年以上のものが11箇所ある。

施設の老朽化に伴い、いずれ何らかの補修、建て替えが必要となると考えられ、将来の人口推計を考慮したうえで、施設整備を行っていく必要がある。

（4）消防・救急施設の整備

本県においては、過疎市町村を含むすべての市町村において常備消防体制を確保しているが、過疎地域の自立の観点からも、今後も引き続き消防職員の確保、施設・設備・装備の充実、消防団を中核とした地域防災力の充実強化等に取り組んでいく必要がある。

なお、施設等の新規整備を計画する際には、整備済み施設等と併せ、中長期的な保全計画を策定し、計画的な修繕等を実施することで費用対効果の高い施設運営等に努めるものとする。

また、過疎地域における救急搬送体制を充実するため、島根県救急業務高度化推進協議会を中心として、高度な救命処置を行う救急救命士の養成を一層推進するとともに、ヘリコプター等による広域的な患者搬送体制の充実を図る。

消防団については、少子高齢化による人口減少や住民の地域社会への帰属意識の希薄化などによって団員数は減少傾向にあり、引き続き消防団への入団を促進するとともに、地域全体で消防団を支援する仕組みづくり、消防団協力事業所の増加や女性消防団員の加入促進を図る。

また、常備消防との連携強化を推進し、自主防災組織との連携も緊密にするなどして消防力の充実強化に努める。

これらを通じて市町村・消防関係機関・地域住民間との連携を図り、高齢者や障がい者など防災対策に配慮が必要な方（要配慮者）の避難支援対策の充実・向上にも努める。

(5) 景観を活かした地域づくり

過疎地域には美しい自然景観や歴史的・文化的景観が残されており、それが地域の個性と魅力を創出している。

この美しい景観を地域住民の理解を得ながら将来にわたって保全・創造することはもとより、これを活かした地域づくりを地域住民と一体となって進めていく。

このため、市町村の景観づくりや、地域住民の緑化等の自主的な景観づくり活動、海岸漂着ごみ回収等の環境保全活動に対し積極的に支援し、地域の魅力ある景観づくりを促進するとともに、耕作放棄地対策や街並みの空き家対策など景観の修復、創造を進めていく。

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

①高齢者の保健・福祉

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援のサービスを切れ目なく、一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を構築できるよう、関係市町村等と連携しながら、以下の6つを基本目標として取り組むこととする。

・介護予防の推進

介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進していく。

・生活支援の充実

権利擁護や日常的な生活支援ニーズに対応するため、地域住民をはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築していく。

・介護サービスの充実

質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していく。

・医療との連携

慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、住宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進していく。

・住まいの確保

高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。

・認知症施策の推進

地域で認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進していく。

また、「島根県地域福祉支援計画」に基づき、身近な生活圏域を単位に行政、住民、NPO、ボランティア等が協働する仕組みづくりや地域福祉活動の核となる人材の育成を推進していく。

②児童その他の保健及び福祉

平成27年3月に策定した島根県次世代育成支援行動計画「しまねっ子すくすくプラン」に基づき、結婚から、出産、子育てまでの切れ目のない総合的な支援を行う。

また、国の制度だけでは対応できない離島、中山間地域の事情やニーズ等を踏まえなが

ら、島根県の特色も活かした「島根らしいきめ細かな支援」を推進する。

障がい者が住みたい地域で、安心し、自立して暮らせるよう、一般就労に向けた支援や、相談支援を行う人材の育成、住まいや生活の場の環境整備を進める。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

① 高齢者の積極的な社会参加の推進

全国に先駆けて高齢社会を迎えた本県においては、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動のなかで生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進める。

② 介護保険サービス等の基盤の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域で尊厳のある生活を継続していけるよう支援していくことが重要であり、介護保険事業支援計画に基づき、適切なケアマネジメントのもとに居宅・地域密着型・施設サービスのバランスのとれた整備を進めていくことが必要である。

居宅サービスについては、高齢者が要支援・要介護状態になっても、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その自立支援・尊厳保持のために効果的なサービスの拡充を図る。

小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、日常生活圏域単位において、利用者の態様や希望などに応じ柔軟なサービスを市町村が提供できるよう、計画的で適正な基盤整備の推進を支援する。

特別養護老人ホーム等の整備については、入所者の尊厳を重視したケアを実現し、生活の質を改善する観点から、個室・ユニット化を推進するとともに、高齢者に身近な日常生活圏域内でサービスが完結するような、地域密着型サービスとして、小規模介護老人福祉施設等の整備を推進していく。

また、環境上経済上の理由から居宅で養護を受けることが困難な高齢者には養護老人ホームを確保し、処遇改善を図る。

③ 高齢者の健康づくり・生きがい活動の推進

保健・医療・福祉の充実とともに、健康な生活習慣の確立を中心とした健康づくり運動の展開、高齢者の生きがい対策、要介護状態になることの予防対策を総合的に推進し、活力ある明るい長寿社会の実現を図る。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

結婚支援については、結婚に対する関心を高めるための啓発や、独身男女への出会いの場の提供、相談・マッチング（お見合い）支援等を実施する。

妊娠・出産支援については、周産期の高度専門的な医療が効果的に提供できる体制の整備や、不妊に関する相談やセミナー等の開催、医療保険が適用されない特定不妊治療の一部助成等を行う。

子育て支援については、「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援について、計画的に量の拡充、質の向上を図るとともに、国の基準を満たさない離島、中山間地域の小規模な保育や放課後児童クラブ等の運営、市町村が地域の実情に合わせて行う取組を支援する。

また、しまね子育て応援パスポートやみんなで子育て応援隊育成事業等を通じ、地域全体で子育てを応援する機運の醸成、環境の整備を図る。

仕事と子育ての両立が図られるように、従業員の子育てを積極的に応援する企業の認定、表彰や、イクボス（部下の子育てを応援する上司）やイクメン（子育てに積極的に参加する男性）の育成等を行う。

障がい者の地域生活への移行及び福祉施設から一般就労への移行を推進するため、相談支援体制の充実、生活の場の確保、就労訓練・活動の場の充実、極めて重度の障がい児・者への支援強化、発達障がいなど多様な障がいに対する支援体制の整備を図る。

母子保健を含む地域保健サービスを提供する市町村保健センターに、その他の機能を有する各種施設を併設すること等により、保健、福祉の総合的な拠点となる市町村保健福祉総合センターの整備を促進する。

6. 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

それぞれの地域において、限られた医療資源を最大限に有効活用するため、平成25年4月に改訂した「島根県保健医療計画」に基づき医師・看護師等の医療従事者確保の取組をさらに拡充するとともに、5疾病5事業（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾病、小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療、地域医療）及び在宅医療を中心に従来からの医療圏域にこだわらない地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進している。

医師数（人口10万人当たり）は、県全体では全国平均を上回っているものの、地域偏在、診療科偏在があり、県西部、中山間地域などを中心に、医師不足は深刻化している。引き続き、「島根で働く医師を《呼ぶ》」「島根で働く医師を《育てる》」「島根で働く医師を《助ける》」の3つの柱での取組をより強化し、総合的に過疎地域の医療確保・充実を図る。

看護師等の医療従事者の確保も引き続き大きな課題であり、勤務環境の改善や就業支援に取り組む。

医療従事者の確保に努めつつ、広域的な医療連携を促進するとともに、それぞれの地域の実情に応じた効率的で質の高い地域医療の提供体制を確保する。

(2) 医師の確保

医師確保対策として、島根大学の地域枠や奨学金の貸与により、医師の養成を進めており、これらの医師がキャリア形成を図りながら、県内定着、医師不足地域での勤務を計画的に進められるよう、しまね地域医療支援センターや大学と連携して取り組む。また、医師を志望する高校生の医療体験セミナーや中学生の医療現場体験の実施など小・中・高校生からの医療人材の育成にも取り組む。

一方で、県外からの医師を招聘する赤ひげバンク事業により即戦力の医師を確保するとともに、離島・中山間地域の診療所等の医師が学会などに参加しやすくするため、県立病院等からの代診医の派遣などを行う。

(3) 看護職員等の医療従事者の確保

看護職員の確保・定着に向け、県立大学・県立高等看護学院の設置運営や民間養成所への支援による「県内進学促進」、看護学生に対する修学資金貸与などによる「県内就業促進」、病院内保育所への支援や医療勤務環境改善支援センター、ナースセンターによる「離職防止・再就業支援」、看護職員のキャリアアップ支援などによる「資質向上」を柱に積極的に取組を進める。

(4) 医療機関間の役割分担と医療連携体制の構築

「島根県保健医療計画」に基づき、医師・看護師等の医療従事者確保の取組を進めるとともに、在宅医療の推進など、地域の実情に応じた医療連携体制の構築を推進する。

条件不利地域において訪問診療、訪問看護を行う病院・診療所・訪問看護ステーションを支援し、在宅で安心して療養できる環境を整備する。また、病院の巡回診療や代診等の活動を支援し、身近な地域医療の確保を図る。

高次の医療機関や介護施設等と連携し、限られた医療資源で地域の医療を維持・充実できるよう、ICTによる情報連携を推進する。

ドクターヘリの運航や県防災ヘリの活用を図るとともに、受入先病院のヘリポート整備等を通じて重篤患者の搬送体制の整備を図る。

また、へき地診療所や一次救急医療体制等の初期の医療から、救急告示病院やへき地医療拠点病院等の圏域の中核的病院が担う医療、そして高度・特殊な医療まで、各医療機関が診療機能に応じた役割を的確に果たしていけるように、施設・設備整備や運営に対する適時・適切な支援を図る。

7. 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

地域社会の持続的な発展のためには地域を担う人材を育成することが不可欠であり、また、若い世代の定着を図るためにも、児童生徒にとって良好な教育環境の整備を進めることは重要である。

島根県は豊かな自然や歴史・文化等の地域の教育資源に恵まれており、教育熱心な方々が多くいるなど地域の教育力も高い。そうした特色を生かし、県の教育振興基本計画である「第2期しまね教育ビジョン21」に掲げる教育目標「向かっていく学力」「広がっていく社会力」「高まっていく人間力」を育むための教育を行っていくとともに、地域住民の地域社会への主体的な参画を促していく。

(2) 学校教育の振興等

公立学校（幼稚園を含む。）については、多様な教育への対応、幼児児童生徒の心身の発達段階や特性、学校の特色、地域の特性を活かし、創造性、人間性豊かな幼児児童生徒を育てる地域に開かれた学校づくり、学校環境づくりを進める。

公立学校については、将来の幼児児童生徒数や学校の適正規模、地域のニーズを考慮し、耐震化も含め地域の教育に係る計画を踏まえて整備を進めていく。

公立学校の統合整備に際しては、学校が地域コミュニティや文化的拠点の一つである場合や、児童生徒の存在が地域の活力を引き出している場合も多いため、地域住民の理解と協力を得ながら、学校の地域における役割、幼児児童生徒や学校教育活動への影響等に十分配慮するものとする。

屋内・屋外運動場等の施設整備については、学校教育の場としてのみならず、地域における学習・スポーツ文化活動の場として活用できるよう、学校開放を促進する観点で計画段階から配慮し、整備を進める。

冬期の積雪等により通学が困難となる児童生徒のため、必要に応じて寄宿舎の整備を行う。教職員の住宅の整備についても必要に応じて行う。

公立学校の統合等による児童生徒の遠距離通学については、児童生徒や地域住民に過度の負担が生じないように、通学手段の確保に十分配慮することとし、必要に応じてスクールバス等の配備を進めるとともに、公共交通機関を利用する児童生徒については、通学費への支援を行い、保護者の負担軽減を図る。

過疎地域の小規模校の教育水準を確保する観点から、教員の加配や複式学級に係る学習指導方法の改善等を進めていく。また、小規模校での体育活動等への地域の指導者の参画を支援する。

学校給食への地場産物活用のための体制整備や支援を行うとともに、学校における食育の充実のため「食に関する指導」の支援を行う。

(3) 社会教育及びスポーツの振興等

①社会教育の振興等

社会教育施設は、地域のコミュニティ形成と、生涯学習活動を推進する中核的施設として、複合的・多目的な機能を持つよう整備に努めるとともに、関連施設間の情報共有化とネットワーク化を進め、広域的活用の促進を図るものとする。

公民館は、日常生活圏における地域住民の生涯学習の場であるとともに、社会教育の現場であり、その機能の整備を図るとともに、地域における地域課題の解決をめざした取組や活動のリーダーの養成を進める。

また、学習を通して地域課題を解決していくために、地域住民が主体的に関わっていく取組を公民館が中心となって展開し、地域リーダー養成講座の開催、地域での活動団体への働きかけ、協働体制の構築や自主的な学習グループの育成等を支援する。

図書館については、地域住民の高度化・多様化する学習需要に応え、図書・視聴覚資料をはじめとする総合的な情報提供サービスを充実するため、図書館の整備等を促進するとともに、図書館相互の図書貸借や情報検索システム等のネットワーク化を進める。

その他集会施設については、地域住民自らの力によるコミュニティ機能の維持発展に必要なものであり、地域の実態に即した機能を持つ施設として整備する。

②スポーツの振興等

地域スポーツコミュニティ施設として、既存の学校体育施設を開放し、地域住民の体育活動を促進するとともに、インターネット等を利用し、体育施設やスポーツ指導者情報の提供を行うなど、施設間のネットワーク化を図る。

また、地域の誰もが、体力や年齢、技術、興味、目的に応じて参加できる、「総合型地域スポーツクラブ」の育成を支援する。

8. 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

地域文化や芸術文化の振興については、優れた文化を鑑賞する機会や、地域の独自性を活かした多彩な文化を創造する機会、あるいは創造した文化を発表する機会を拡充し、生涯にわたって文化に親しみ、文化を通じた社会参加によっていきいきと暮らせる豊かな環境づくりや、新しい文化を創造していく担い手となる人材の育成を行う。

また、貴重な資源である地域文化の保存・継承を図るとともに、地域住民がこれらの地域文化への理解と愛着を一層強め、積極的に活用することを通じて新しい地域文化の創造が図られるよう支援を行っていく。

(2) 地域文化の振興等

①文化の保存・継承と後継者の育成

過疎地域には歴史と風土の中で生まれ、受け継がれてきた豊かな民俗芸能や伝統文化、工芸品や文化遺産等が数多くある。これらは島根の文化を支える基盤であるとともに他に誇りうる貴重な地域資源である。これらの地域文化の伝承や伝統芸能の保存・継承の気運を高めるとともに、受け継ぎ発展させていくことができる後継者の育成に努める。

②文化活動の多面的な支援

伝統的なものから新しい創作芸術に至る多彩な文化活動を促進するため、日常の活動成果を発表できる各種の芸術文化祭などの機会を拡充していくとともに、住民の自主的な文化活動に対する財政支援制度、文化活動の奨励やその功績を称える顕彰制度の充実、各種文化に関する団体の組織強化の促進、文化に関する情報を情報誌、インターネットなどの各種媒体を通じて住民がリアルタイムで発信、入手できる文化情報ネットワークの構築など、住民や地域が主体となった文化活動の支援に多面的に取り組む。

③文化に触れる機会の充実と拠点施設の活用、整備

優れた文化に触れることは、住民の文化に対する理解を深め、関心を引き起こす。そしてそのことは人々の感性を養い、芸術文化活動を始めたり、より質の高い活動に取り組む契機となる。これらのことを踏まえ、芸術文化や伝統芸能、文化財を含めた幅広い文化に触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や芸術文化活動の育成・支援、地域の人々の交流の場を提供するため、文化に関わる多機能・広域的な地域拠点施設の活用と整備を進める。

9. 集落の維持、活性化

(1) 集落の維持、活性化の方針

過疎化・高齢化により地域の担い手が不足し、既存の集落単位の取組だけでは地域を維持することが難しくなっている。

こうした状況のなかで、集落の維持・活性化を図るために、個々の集落を越えた公民館エリアを基本単位として、買い物、金融、医療、介護等の日常生活の機能・サービスを基幹集落等へ集約化し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ持続可能な地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を推進する。

また、UIターンの推進により、「地域おこし協力隊」など様々な分野で地域の担い手を確保するとともに、「集落支援員」など地域運営を担う人材の育成・確保を図る。

(2) 「小さな拠点づくり」（地域運営の仕組みづくり）

人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能の提供に支障が生じてきているが、その機能を維持・確保し集落を活性化していくため、買い物、金融、医療、介護等の日常生活に必要な機能・サービスを基幹集落等へ集約化し、周辺集落と交通ネットワークで結ぶ必要がある。

更に、産業面では、収益性や雇用力が十分でない場合においても、事業の複合化（合わせ技）などにより、雇用の確保と域内消費の拡大に取り組み、経済の好循環を形成していく。

そのためには、行政主導ではなく住民主体の議論の中で、現状分析や課題抽出、解決策の企画立案等を進める必要があり、その実施段階においても地域住民が参画する形で運営していくことが求められる。

このような、公民館エリアを基本とする地域運営の仕組みづくり（「小さな拠点づくり」）を進めていく。

これに加え、「集落支援員」や「地域おこし協力隊」など地域運営に関わる人材の育成・確保や地域課題に取り組む民間団体等の育成・支援を行う。

なお、これらの対策を講じても集落の自治機能が著しく低下し、集落の維持が困難となってきた地域では、住民の意向を十分考慮した上で集落やコミュニティの再編を促していく。

(3) UIターンの促進

過疎地域で人口減少、少子高齢化の進行により地域の担い手が不足し、集落の活力が失われつつある一方で、都市住民の中で田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まりを見せてい

る。

こうした流れの中、UIターン希望者に対する情報発信や農山漁村での生活体験、職業や住居等のあっせんなどの定住施策を推進し、若い世代の定着を促し、地域の担い手の確保を図る。

参 考 资 料

1 過疎地域の占める割合

区分	市町村数		面積(平方キロ)		人口(人)		世帯数	
		割合		割合		割合		割合
過疎地域	19	100.0%	5,731.20	85.4%	350,553	48.9%	129,320	49.3%
非過疎地域		0.0%	976.75	14.6%	366,844	51.1%	132,899	50.7%
計	19	100.0%	6,707.95	100.0%	717,397	100.0%	262,219	100.0%

注1) 松江市は合併前の旧美保関町の区域、出雲市は合併前の旧佐田町及び旧多伎町の区域が過疎地域に指定されており、その区域の面積・人口は過疎地域に計上。

なお、平成17年10月1日以前に合併した区域の面積については、平成12年国勢調査に基づく。

注2) 隠岐の島町の面積には竹島 0.21km²を含む。

資料 国土交通省国土地理院「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」

総務省統計局「平成22年国勢調査報告」

2 人口動向

①総人口

単位：人

区分	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
過疎地域	575,912	512,292	459,942	444,182	442,753	441,141	423,714	409,203	391,735	372,074	350,553
出雲圏域	181,842	165,949	151,169	146,268	146,037	145,020	140,948	135,982	130,380	124,431	116,997
石見圏域	352,431	310,158	277,559	268,147	267,238	267,280	255,273	247,147	236,116	223,947	211,868
隠岐圏域	41,639	36,185	31,214	29,767	29,478	28,841	27,493	26,074	25,239	23,696	21,688
非過疎地域	312,974	309,328	313,633	324,704	342,042	353,488	357,307	362,238	369,768	370,149	366,844
県全体	888,886	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503	742,223	717,397

出典：国勢調査

②人口増減率

単位：%

区分	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17
過疎地域	▲ 11.0	▲ 10.2	▲ 3.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 4.0	▲ 3.4	▲ 4.3	▲ 5.0	▲ 5.8
出雲圏域	▲ 8.7	▲ 8.9	▲ 3.2	▲ 0.2	▲ 0.7	▲ 2.8	▲ 3.5	▲ 4.1	▲ 4.6	▲ 6.0
石見圏域	▲ 12.0	▲ 10.5	▲ 3.4	▲ 0.3	0.0	▲ 4.5	▲ 3.2	▲ 4.5	▲ 5.2	▲ 5.4
隠岐圏域	▲ 13.1	▲ 13.7	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 2.2	▲ 4.7	▲ 5.2	▲ 3.2	▲ 6.1	▲ 8.5
非過疎地域	▲ 1.2	1.4	3.5	5.3	3.3	1.1	1.4	2.1	0.1	▲ 0.9
県全体	▲ 7.6	▲ 5.8	▲ 0.6	2.1	1.3	▲ 1.7	▲ 1.2	▲ 1.3	▲ 2.5	▲ 3.3

出典：国勢調査

③若年者比率

単位：％

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
過疎地域	20.0	19.2	18.1	17.8	15.7	14.2	13.4	13.6	13.9	12.8	11.2
出雲圏域	20.5	20.0	18.9	18.3	16.2	14.4	14.0	14.3	14.5	13.3	11.6
石見圏域	20.0	18.9	17.6	17.5	15.5	14.3	13.3	13.4	13.8	12.7	11.1
隠岐圏域	18.2	17.8	17.8	18.3	15.4	12.0	10.9	11.0	11.9	11.0	9.5
非過疎地域	24.6	24.8	24.4	22.7	19.9	18.4	18.6	18.9	18.7	16.7	14.6
県全体	21.6	21.3	20.6	19.9	17.5	16.0	15.8	16.1	16.3	14.7	13.0

出典：国勢調査

④高齢者比率

単位：％

区分	S35年	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
過疎地域	8.7	10.3	12.4	14.0	15.6	17.5	21.0	25.1	29.0	31.5	33.4
出雲圏域	8.1	9.6	11.6	13.0	14.5	16.6	20.1	24.3	28.4	31.1	33.1
石見圏域	8.8	10.6	12.7	14.3	15.9	17.7	21.3	25.3	29.1	31.5	33.3
隠岐圏域	10.2	11.6	14.0	16.1	17.7	19.9	23.1	27.2	30.4	32.9	35.6
非過疎地域	7.9	8.7	9.5	10.3	11.3	12.6	14.8	17.8	20.4	22.7	24.6
県全体	8.4	9.7	11.2	12.5	13.7	15.3	18.2	21.7	24.8	27.1	28.9

出典：国勢調査

⑤産業別人口

区分	平成22年国勢調査						増減（平成12年比）		
	総数（人）			構成比（％）				過疎地域	非過疎地域
		過疎地域	非過疎地域		過疎地域	非過疎地域			
農業	23,941	16,341	7,600	6.9	9.7	4.2	▲ 31.1	▲ 29.9	▲ 33.4
林業	1,626	1,336	290	0.5	0.8	0.2	23.3	15.5	79.0
漁業	3,249	2,067	1,182	0.9	1.2	0.7	▲ 32.8	▲ 33.9	▲ 30.8
第1次産業計	28,816	19,744	9,072	8.3	11.7	5.1	▲ 29.5	▲ 28.5	▲ 31.7
鉱業	296	211	85	0.1	0.1	0.0	▲ 63.7	▲ 62.1	▲ 67.2
建設業	33,711	17,013	16,698	9.7	10.1	9.3	▲ 32.0	▲ 38.1	▲ 24.4
製造業	47,228	24,491	22,737	13.6	14.5	12.7	▲ 24.1	▲ 26.9	▲ 20.8
第2次産業計	81,235	41,715	39,520	23.4	24.7	22.1	▲ 27.9	▲ 32.2	▲ 22.6
電気・ガス	2,111	739	1,372	0.6	0.4	0.8	▲ 26.3	▲ 40.8	▲ 15.2
運輸・通信	17,214	8,139	9,075	4.9	4.8	5.1	▲ 7.2	▲ 18.1	5.3
卸売・飲食	73,833	33,277	40,556	21.2	19.7	22.7	▲ 6.2	▲ 6.9	▲ 5.7
金融・保険業	7,169	2,626	4,543	2.1	1.6	2.5	▲ 15.0	▲ 12.5	▲ 16.3
不動産業	2,942	833	2,109	0.8	0.5	1.2	115.8	147.2	105.6
サービス業	108,647	51,204	57,443	31.2	30.3	32.1	1.7	▲ 0.4	3.7
公務	15,954	7,683	8,271	4.6	4.5	4.6	▲ 11.3	▲ 13.8	▲ 8.9
第3次産業計	227,870	104,501	123,369	65.5	61.8	69.0	▲ 2.9	▲ 5.5	▲ 0.6
分類不能	9,968	3,016	6,952	2.9	1.8	3.9	539.0	626.7	507.2
合計	347,889	168,976	178,913	100.0	100.0	100.0	▲ 10.8	▲ 15.6	▲ 5.7

出典：平成12年国勢調査
平成22年国勢調査

3 産業の動向

①農林水産業の新規就業者数（平成26年度）

単位：人

区分	新規就農者（農業）	新規就業者（林業）	新規就業者（漁業）
過疎地域 (松江市・出雲市除く)	119	57	19
松江市・出雲市 (過疎地域・非過疎地域含む)	52	24	14
県全体	171	81	33

平成18年度	86	59	15
平成19年度	102	82	18
平成20年度	107	106	17
平成21年度	165	90	24
平成22年度	140	79	45
平成23年度	120	50	35
平成24年度	125	69	37
平成25年度	161	71	37

出典：島根県農業経営課調べ、林業課調べ、水産課調べによる

注) 就業者の地域区分は、居住地または勤務先住所地による

②企業の誘致状況

単位：件

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
過疎地域	2	5	3	5	6	15	14	12	7	8
非過疎地域	5	3	4	4	5	6	10	4	5	12
県計	7	8	7	9	11	21	24	16	12	20
全国	974	1,134	1,123	844	1,052	1,302	1,544	1,782	1,791	1,630

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
過疎地域	3	4	8	4	2	8
非過疎地域	6	9	13	12	15	17
県計	9	13	21	16	17	25
全国	867	786	869	1,227	1,873	2,491

出典：島根県企業立地課調べ

全国の数字は工場立地動向調査による

4 公共施設の整備状況

①道路の整備状況

区分	道路種別	実延長(m)	改良済(m)	改良率	舗装延長(m)	舗装率
島根県	県管理国道	562,482	492,336	87.5%	562,482	100.0%
	主要地方道	1,125,424	815,720	72.5%	1,118,103	99.3%
	一般県道	1,377,880	627,030	45.5%	1,346,798	97.7%
	県道計	2,503,304	1,442,750	57.6%	2,464,901	98.5%
	市町村道	14,673,423	7,950,137	54.2%	11,448,468	78.0%
	(うち幹線)	2,984,802	2,391,463	80.1%	2,843,051	95.3%
過疎地域	県管理国道	460,604	401,259	87.1%	460,604	100.0%
	主要地方道	950,315	673,401	70.9%	943,016	99.2%
	一般県道	1,117,281	442,747	39.6%	1,090,315	97.6%
	県道計	2,067,596	1,116,148	54.0%	2,033,331	98.3%
	市町村道	9,709,102	5,121,879	52.8%	7,699,409	79.3%
	(うち幹線)	2,180,542	1,685,598	77.3%	2,060,950	94.5%
非過疎地域	県管理国道	101,878	91,077	89.4%	101,878	100.0%
	主要地方道	175,109	142,319	81.3%	175,087	100.0%
	一般県道	260,599	184,283	70.7%	256,483	98.4%
	県道計	435,708	326,602	75.0%	431,570	99.1%
	市町村道	4,964,321	2,828,258	57.0%	3,749,059	75.5%
	(うち幹線)	804,260	705,865	87.8%	782,101	97.2%

出典：島根県土木部調べ

国道及び県道の改良率はW=5.5m以上

市町村道の改良率はW=5.5m未満の規格改良済を含む

②医療施設等の状況

区分	医師数 (人)	医師1人 あたりの 人口	病院・診療所			歯科医師 数 (人)	歯科診療 所数	無医地区数	無医地区 人口 (人)
			施設数	病床数 (床)	人口10万 人あたり 病床数				
過疎地域 (松江市・出雲市除く)	627	524.4	376	5,382	1,636.9	179	139	21	4,659
松江市・出雲市 (過疎地域・非過疎地域含む)	1,317	286.8	407	6,490	1,715.6	230	143	0	0
県計	1,946	363.3	783	11,872	1,679.0	409	282	21	4,659

出典：平成24年10月1日現在 医療施設調査

平成24年12月31日現在 医師・歯科医師・薬剤師調査

平成26年 無医地区調査

平成24年10月1日 島根県推計人口

5 集落の状況

集落の戸数及び高齢化率

◆平成16年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **67集落 (1.91%)**

高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **401集落 (11.45%)**

戸数 高齢化率	4戸 以下	9戸 以下	14戸 以下	19戸 以下	24戸 以下	29戸 以下	34戸 以下	39戸 以下	44戸 以下	45戸 超	合計
90%以上	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	23
80%以上	7	17	5	1	0	0	0	0	0	0	30
70%以上	6	16	12	5	2	0	0	0	0	0	41
60%以上	12	41	34	21	6	3	2	1	1	4	125
50%以上	7	58	72	64	42	21	20	5	4	13	306
40%以上	7	79	118	140	91	76	30	28	23	50	642
30%以上	15	75	179	203	179	119	99	86	59	213	1,227
20%以上	10	47	108	125	93	78	59	43	49	186	798
10%以上	4	13	13	12	8	15	10	7	8	60	150
10%未満	26	32	17	9	11	10	8	7	6	35	161
合計	106	387	560	580	432	322	228	177	150	561	3,503

◆平成22年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **72集落 (2.16%)**

高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **453集落 (13.59%)**

戸数 高齢化率	4戸 以下	9戸 以下	14戸 以下	19戸 以下	24戸 以下	29戸 以下	34戸 以下	39戸 以下	44戸 以下	45戸 超	合計
90%以上	6	12	3	0	0	1	0	0	2	1	25
80%以上	4	18	5	1	0	0	0	0	0	1	29
70%以上	2	30	16	4	1	0	0	0	0	3	56
60%以上	12	31	35	27	14	11	4	2	3	3	142
50%以上	8	51	93	95	42	38	18	11	7	23	386
40%以上	5	65	104	122	110	87	56	46	30	135	760
30%以上	3	57	132	144	123	120	112	68	75	339	1,173
20%以上	5	34	55	53	47	44	33	31	26	195	523
10%以上	3	11	8	8	7	11	2	7	8	71	136
10%未満	8	16	13	6	13	6	5	3	7	27	104
合計	56	325	464	460	357	318	230	168	158	798	3,334

◆平成26年

高齢化率70%以上かつ世帯数9戸以下 **77集落 (2.29%)**

高齢化率50%以上かつ世帯数19戸以下 **536集落 (15.97%)**

戸数 高齢化率	4戸 以下	9戸 以下	14戸 以下	19戸 以下	24戸 以下	29戸 以下	34戸 以下	39戸 以下	44戸 以下	45戸 超	合計
90%以上	11	18	4	1	0	2	0	1	1	10	48
80%以上	6	12	11	3	0	0	0	0	0	2	34
70%以上	3	27	21	9	4	1	0	0	0	0	65
60%以上	18	35	57	32	18	13	4	4	1	11	193
50%以上	13	62	97	96	71	41	15	24	11	30	460
40%以上	6	59	123	139	125	104	84	58	36	202	936
30%以上	10	55	105	115	126	88	78	75	62	313	1,027
20%以上	6	26	34	35	29	26	18	25	11	169	379
10%以上	2	12	9	5	9	3	4	2	5	54	105
10%未満	16	14	15	7	9	11	4	2	3	28	109
合計	91	320	476	442	391	289	207	191	130	819	3,356

出典：島根県しまね暮らし推進課調べ